

## ○阪神水道企業団庁舎建設基金条例施行規則

制定 平成4年3月30日 規則第2号  
改正 平成20年4月1日 規則第4号  
平成25年4月1日 規則第3号  
平成30年3月30日 規則第5号

(趣旨)

**第1条** この規則は、阪神水道企業団庁舎建設基金条例（平成4年条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の管理)

**第2条** 基金は、総務部経営管理課長が管理する。

一部改正〔平成20年規則第4号、平成25年規則第3号、平成30年規則第5号〕

(帳簿)

**第3条** 総務部経営管理課長は、基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしなければならない。

一部改正〔平成20年規則第4号、平成25年規則第3号、平成30年規則第5号〕

(施行の細目)

**第4条** この規則の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

**附 則**

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年4月1日規則第4号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年4月1日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月30日規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。